

「名寄市地域材利用推進方針」の概要

平成 24 年 4 月策定

令和 8 年 3 月改正

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「北海道地域材利用推進方針」に即して、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）における地域材（※）の利用の促進に関する基本的方向等を定める。

※「地域材」とは、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材

第1 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

- ・ 公共建築物のみならず、建築物全体をはじめ、多様な分野での地域材の利用拡大
- ・ 地域材の需要拡大を図るため、取組を事業者や市民にも拡大

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・ 非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や建築用木材等に関する情報提供
- ・ 建築主と国又は市が締結する「建築物木材利用促進協定」制度（概要別添）の周知
- ・ 木質耐火部材等の新たな木質部材の活用
- ・ 内装等の木質化、木製品の利用、木質バイオマスの利用の促進
- ・ 木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、全ての建築物を対象に木造化を促進

第3 市が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の基準

- ・ 公共建築物は技術やコストの面等で困難であるものを除き、可能な限り木造化
- ・ 内装等の木質化、木製家具等には積極的に地域材を活用し、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入を推進

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・ 建築物等に利用する地域材の円滑な供給の確保
- ・ 強度や耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・普及の促進

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・ 鳥獣被害防止柵など農業施設での地域材の利用の促進
- ・ 木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の促進

第6 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する必要事項

- ・ 公共建築物の整備・施工において整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるとともに利用者のニーズ等を十分考慮し、総合的に判断
- ・ 木造建築物や木製土木用資材の適切な劣化対策、維持管理による長期利用化を考慮

建築物木材利用促進協定の概要

4 建築物木材利用促進協定について

- 令和3年の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用できます。

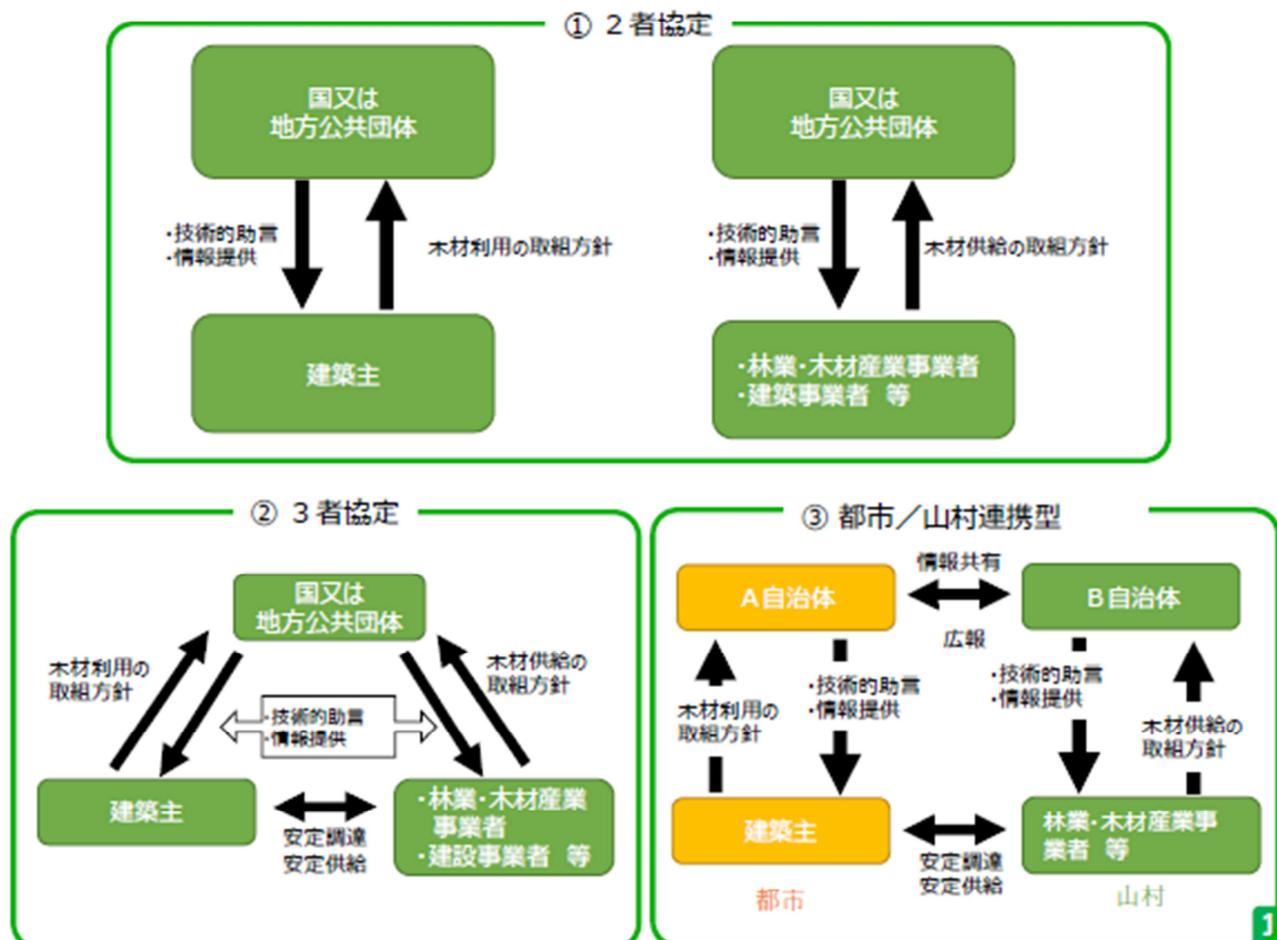
1 協定の目的

この協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

協定を締結し、建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

2 協定のイメージ

(1) 協定の形態のイメージ



(2) 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。 ※協定の参考例は本書P.17～19をご覧ください。

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
 - ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
 - ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」を協定締結者ごとに記載します。
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
 - ②の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。地域の特色を活かした内容を記載することができます。
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間



(3) 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。